

令和4年2月16日

令和4年第1回中野区国民健康保険運営協議会にお寄せいただいた
ご質問、ご意見への回答について

書面開催期間中に、委員より事務局へご質問1件、ご意見1件が寄せられました。

質問1:

今回示された運営協議会の資料に、令和4年度の保険料率等の改正内容が説明されていますが、国保ガイドに記載されているどの部分が、どのように変わるのか解説してください(大野委員)。

回答:

運営協議会資料5の「1 保険料率の推移」には、所得割率、均等割額の「令和4年度案」が、「4 賦課限度額の推移」には、賦課限度額の「令和4年度案」がそれぞれ記載されています。この案が令和4年度から適用されると、「みんなの国保ガイド(令和3年度版)」26ページの「保険料の料率」の表に反映されます。

また、運営協議会資料3の2ページには、「未就学児の保険料の減額」について記載されていますが、この制度は令和4年4月から適用されるため、「みんなの国保ガイド(令和4年度版)」で、新たに追記する予定です。

国保ガイドを始め各種広報媒体については、分かりやすい記載内容になるよう、今後も努めてまいります。

意見1:

保険料の収納率を向上させる仕組みを更に充実させていく必要がある(戸辺委員)。

回答:

中野区では、運営協議会資料4の「別添資料」のとおり、国保財政健全化計画を定め、赤字削減・解消に向けて、収納率を上げるための取組を着実に進めています。

令和4年度には、「Web 口座振替導入による口座振替促進」や「+メッセージ、SMS による納付勧奨の拡充」など、新たな取り組みに着手します。詳しくは、運営協議会資料1「5 令和4年度に予定している主な新規取り組み」をご覧ください。